

12月7日～

# 放課後児童クラブ 入所受け付け

子育て支援課 ☎(50)1257

- 平成28年4月から放課後児童クラブの入所を希望する児童の受け付けを行います。
- 対象児童 放課後帰宅しても、共働きなどで保護者などいない小学1年から6年生までの児童
- 募集期間 12月7日(月)～25日(金)(期限厳守)
- 申込 12月1日(火)から子育て支援課、各支所市民福祉班、各児童クラブで入所申請用紙を配布します。必要事項を記入し、配布場所のいずれかに提出してください。
- 放課後児童クラブ
- 保育時間
- ◇授業のある日 授業終了後～18時
- ◇授業のない日 8時～18時 ※希望により18時30分まで延長保育を実施(延長保育申請)
- 休日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、お盆(8月13日～16日)
- 保育料 月額6000円、8月のみ1万円
- ※おやつ代・保険料別
- 延長保育料 月額10000円

## ■市内放課後児童クラブ一覧 (変更になる場合があります)

名称	開設場所	定員(人)
佐原児童クラブ	佐原小学校内	40
佐原第2児童クラブ		40
佐原第3児童クラブ		40
佐原第4児童クラブ		40
瑞穂児童クラブ	瑞穂小学校内	25
新島児童クラブ	新島小学校内	35
東大戸児童クラブ	東大戸小学校内	35
小見川中央児童クラブ	小見川中央小学校内	35
小見川中央第2児童クラブ		30
小見川中央第3児童クラブ	いぶき館3階市民活動サポートセンター	30
小見川北児童クラブ	小見川北小学校内	35
小見川西児童クラブ	小見川西小学校内	35
山田児童クラブ	山田児童館内	40
山田第2児童クラブ		30
栗源児童クラブ	栗源保育所内	30



写真は  
新島児童クラブ

## 事業主の皆さん 給与支払報告書の提出が必要です

佐原税務署 ☎(54)1331  
税務課 ☎(50)1242

前年中に給与・賃金など(専従者給与やパート、アルバイト代も含む)を支払った法人や事業主は、受給者が居住している市区町村に給与支払報告書を提出する義務があります。

給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、必ず期限までに提出をしてください。なお、平成28年度から個人住民税が原則給与からの特別徴収となります。普通徴収該当の方は、今回提出分から切替理由書の添付が必要となりますのでご注意ください。

- 提出義務者 給与・賃金などを支払った人(個人・法人)
- 提出先 平成28年1月1日現在(退職した人は退職時)、受給者が居住している市区町村
- 提出期限 平成28年2月1日(月) ※早めの提出に協力ください

## 11月11日～17日は 税を考える週間

国税庁・国税局・税務署では、国や地方公共団体の基礎となる「税」に対する理解を一層深めるため、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」と定めて、さまざまな広報・広聴活動を行っています。

今年は「税の役割と税務署の仕事」をテーマに全国統一キャンペーンを実施します。

■税理士による税の無料相談 期間中、千葉県税理士会佐原支部では「税理士による税の無料相談」を実施します。相続、贈与、土地や株の譲渡、税の還付など、税について気軽に相談ください。

- ◇日時 11月11日(水)・12日(木) 10時～15時
- ◇場所 ショッピングモールサワラシティ1階特設会場
- 税に関する情報 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

## 11月は児童虐待防止推進月間 「もしかして」あなたが救う小さな手

子育て支援課 ☎(50)1257

児童虐待は法律で禁止されています。市内から児童虐待を根絶しましょう。

今年7月1日、全国共通ダイヤル189(いち はやく)が制定され、児童相談所への通告や相談がしやすくなり、より子どもの安全を守る環境づくりが進んでいます。

子育てで悩んでいるときや虐待が疑われる子どもを見かけたときは、迷わずに「189」または市の相談窓口へ連絡してください。

■児童虐待の現状 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は約8万8931件(平成26年度)で毎年顕著に増加している状況です。香取市では26年度24人、27年度は8月末現在で13人です。

「しつけ?」それとも「虐待?」 保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害ならば、「虐待」になります。虐待はどのような理由であっても、正当化されるものではありません。虐待かも...と思ったら、相談・通告を

◇不自然な傷痕や打撲によるアザがある

相談窓口

- ◇香取市家庭児童相談室 ☎(50)1121
- ◇銚子児童相談所 ☎0479(23)0076
- ◇児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 1 8 9

- ◇服や体がいつも汚れている
- ◇いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が聞こえる
- ◇小さい子どもを置いたまま外出する
- ◇子どもを車内に放置する
- ◇現場を見ていなくても、匿名でも、かまいません。虐待でなかったとしても通告者に責任はありません。
- ◇子育てを支える制度やサービス市では、子育て支援課、保健センター、児童館、公民館、保育園(所)、民生委員、児童委員、主任児童委員などが子育ての相談やサポートを行っています。また、児童相談所でも専門家による相談・サービスなどを受け付けています。一人で抱え込まずに気軽に相談をしましょう。